

○大多喜町移住支援事業支援金交付要綱

令和元年10月8日

告示第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大多喜町人口ビジョン・総合戦略及び千葉県等とともに策定した地域再生計画である「UIJターンによる起業・就業者等創出計画」に基づき、大多喜町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、予算の範囲内において、大多喜町移住支援事業支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、大多喜町補助金等交付規則（昭和55年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(移住支援金の額)

第2条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の場合にあっては、100万円、単身の場合にあっては、60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帶同して移住する場合は、100万円を加算する。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付対象者は、申請時に別表第1に定める要件を満たす者のうち、別表第2、別表第3又は別表第4の要件を満たす者とする。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大多喜町移住支援事業支援金交付申請書（別記第1号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 身分証明書の写し
- (2) 別表第1の要件を満たすことを証する書類
- (3) 別表第2に該当する場合は、就業先の就業証明書（別記第2号様式）
- (4) 別表第3に該当する場合は、そのことを証する書類
- (5) 別表第4に該当する場合は、そのことを証する書類
- (6) 世帯の申請をする場合には、別表第1の4に該当することを証する書類
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、移住支援金の交付の可否を大多喜町移住支援事業支援金交付決定(却下)通知書(別記第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第6条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、大多喜町移住支援事業支援金交付決定通知書再交付願(別記第4号様式)(以下「再交付願」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに大多喜町移住支援事業支援金交付決定通知書(再交付)(別記第5号様式)により、申請者に交付する。

(届出の義務)

第8条 移住支援金の交付を受けた者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに大多喜町移住支援事業支援金申請事項変更届出書(別記第6号様式)を町長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第9条 町長は、大多喜町移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、大多喜町移住支援事業に関する報告を求め、又は立入調査を行うことができる。

(返還請求)

第10条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める移住支援金の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に大多喜町から転出した場合

ウ 別表第2に該当する者が、移住支援金の申請日から1年以内に移住支

援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 地域課題解決型起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に大多喜町から転出した場合

- 2 移住支援金の交付を受けた者が、前項の規定により移住支援金の返還をするときは、町長が定める期限までに返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年3月26日告示第38号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、令和2年1月16日以後に大多喜町へ転入の届出をした者について適用し、同日前に転入の届出をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月18日告示第53号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和3年4月1日以後に大多喜町へ転入の届出をした者について適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の第3条の規定による申請についてなされた手続については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月30日告示第18号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月13日告示第37号）

（施行期日等）

- この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日以後に大多喜町へ転入の届出をした者について適用する。

（経過措置）

- この告示による改正前の第3条の規定による申請についてなされた手続については、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月16日告示第7号）

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

附 則（令和5年3月23日告示第27号）

（施行期日等）

- この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この告示による改正後の第2条、第3条、別表第3及び別記第1号様式の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請について適用し、施行日前に申請のされた手続については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

次に掲げる1、2及び3に該当すること。

世帯人員が2人以上の世帯向けの金額の移住支援金の交付を申請する場合にあっては、4も該当すること。18歳未満の世帯員を帶同して移住することにより加算を申請する場合にあっては、5にも該当すること。

1 移住元に関する要件	次の各号のいずれにも該当するものとする。 ただし、埼玉県、東京都及び神奈川県のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を
-------------	--

	<p>含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間もこの事業の移住元としての対象期間とすることができます。</p> <p>(1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内又は埼玉県、東京都及び神奈川県のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。</p> <p>(2) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内又は埼玉県、東京都及び神奈川県のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。</p>
2 移住先に関する要件	<p>次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 大多喜町に平成31年4月5日以降に転入したこと。</p> <p>(2) 移住支援金の申請時において、大多喜町に転入後3か月以上1年以内であること。</p> <p>(3) 大多喜町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。</p>
3 その他の要件	<p>次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者は除く。）でないこと。</p> <p>ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損</p>

	<p>害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為</p> <p>イ　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為。</p> <p>ウ　大多喜町の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為</p> <p>(3)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。</p> <p>(4)　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(5)　世帯の全員が過去にこの要綱に基づく移住支援金の受給者でないこと。</p> <p>(6)　世帯全員が大多喜町から賦課されている町税等を滞納していないこと。</p> <p>(7)　その他町長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。</p>
4　世帯に関する要件	<p>次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)　申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。</p> <p>(2)　申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。</p> <p>(3)　申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月5日以降に大多喜町に転入したこと。</p>

	<p>(4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時に おいて大多喜町に転入後3か月以上1年以内であること。</p> <p>(5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、上記3(1)から (3) 及び (5) から (7) の全てに該当すること。</p>
5 18歳未満の 者に関する 要件	<p>次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満であること。</p> <p>(2) 本事業における申請者でないこと。</p> <p>(3) 申請者の配偶者でないこと。</p>

別表第2（第3条関係）

1 一般の場合	<p>次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(2) 就業先が、移住支援金の対象として千葉県のマッチングサイトに掲載されている求人であること。</p> <p>(3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>(4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。</p> <p>(5) 第2号に規定する求人への応募日が、同号に規定するマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。</p> <p>(6) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>
2 専門人材の場合	<p>千葉県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業を利用して就業した者は、次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。</p>

- (2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連續して3か月以上在職していること。
- (3) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (5) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

別表第3（第3条関係）

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (2) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

別表第4（第3条関係）

移住支援金の申請日までの1年以内に公益財団法人千葉県産業振興センターから地域課題解決型起業支援事業に係る起業補助金の交付決定を受けていること。